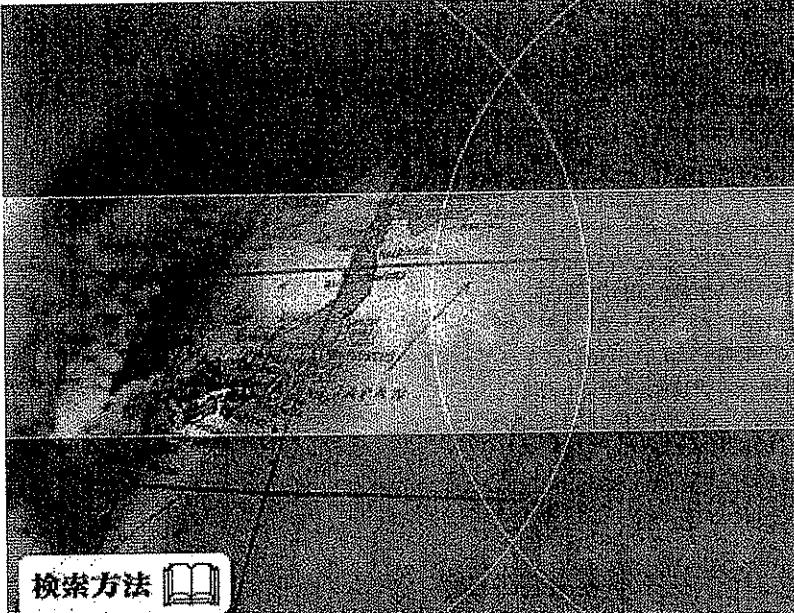


[Home](#)[門類項目検索](#)[リール・コマ番号検索](#)[キーワード検索](#)[検索方法説明](#)[更新情報](#)[転載説明](#)[検索方法](#)[検索ページへ](#)

検索を行う場合は上のボタンをクリックしてください

外務省では、昭和51年に第1回外交記録公開を行って以来、平成17年2月の第19回公開に至るまで原則として3.0年を経過した戦後外交記録を対象として積算し、毎次公開してきました。

これまでに公開した記録は11,700冊に達し、公開された記録は原則として、第17回公開まではマイクロフィルムにより、また、第18回公開以降はCD-ROMにより、外務省外交史料館において閲覧することができます。

また、平成16年以降、外交記録公開において公開した外交記録について、順次インターネットを通じて閲覧できるようにしています。わが国の戦後外交の歩みを振り返ることは、今日のわが国を取り巻く国際環境を理解する上で、何らかの手助けになるものと確信しています。外交史専門家から「日本外交のアイデンティティは外交記録公開から」との期待が寄せられていますが、この通りにより、外交記録を通じてわが国の外交政策をより深く理解して頂く一助となれば幸いです。

平成18年3月

外務省大臣官房総務課長

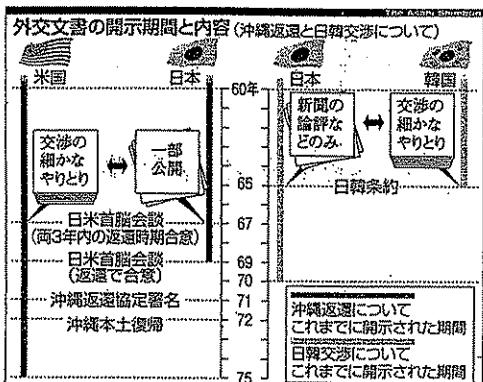
[TOP OF PAGE](#)

COPYRIGHT:1996-2004 THE MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS OF JAPAN.

透明性 米韓に後れ

□外務省は30日付で公表した外交文書の中、沖縄返還交換や日韓正常化交換など既に項目によって米韓に公表済みの文書と比較すると異なるもののがあった。29回の範囲を迎へ、公開制度そのもののあり方が問ねらざる。

え、公開制度そのものの方があまり問
(山本大輔、谷津憲郎) ——面参照



を扱つて文記録書査定の
西田謙一室長は公開口直
市、若林（わかばやし）さん
「外務省によるサーキー」

日本の外交文書公開

判断基準は感覚

堅いガードの理由あいまい

頗る分かづく、日本にも世界とも接する感念がわふ。日本の「沖縄編」を暴いた元毎日新聞記者の西田太吉であつて、「外務官僚と会議のための公開は眞の情報公開ではない」と批評した。省因でも意識の変化はある。「問題が起きたらおこなはれただ」と、と隨筆的なもので、何が本当に機密か判断できないのか。我々の意識も制度も、発展途上では直面すべきである」との實が、少數派だ。いふ。情報公開促進の米法律ではどうか。特徴的なののは、公文書記録管理法(NARA)が開拓者である。

第三者機関なし

公開?廃棄? 省庁自身が決定

裁判所による公共記録物質の理法があり、國家記録院が各省庁を指導・監督する権限を持つこと。
簡易会開法の公示文書館制度は、知る権利を実現するための「車の両輪」だ。大慶法科大学院の早川和哉教授は「行政文書は本来、国民のもの。持主が見たいわけがない」といっても、「当たつたところが日本は出来てんだ」と結論する。
公示文書の利用に関するることは必要だ」

(第三種郵便物認可)

外交文書公開の形骸化

は、外務省の外交文書公開
は、1976年から始ま
り、30日で第2回。だが、
「30年経過した文書は公
開することの原則の形骸化
が量だい。



調査研究本部
鬼頭誠
吉形祐司

月曜

土曜

木曜

金曜

2007年(平成19年)8月31日(金曜日)

今回の目次は、たなのは42年前の1955年の日韓国交正常化交渉に関する文書だった。韓国が2005年、一方的に公開したため、研究者から公開を求める声が多く出され、文書公開を担当する外務省官房の外交記録審査室も公開に前向きだった。

しかし、日朝・日韓関係を取り仕切る外交政策担当の幹部が反対し、結局、漏洩された今後予想される日朝交渉などに影響が出ない見ためもあらわる。

もう一つの目次は、沖縄の本土復帰(72年)に関する具体的な一步となつた約1年1月の佐藤首相、ジョンソン米大統領の首脳会談に関する文書だった。どちらも公開されたが、重要文書は次落してしまった。

この会談のポイントは、外務省の頭越しに事前に密使外交を展開した佐藤首相が、公式会談でジョンソン大統領、ラスカ国務長官、マクナマラ国防長官らの口から、沖縄返還の確約と返還時期の決定

重要文書の見送り、民間開与を原則徹底へ民間開与を

を「西3年内」とする日本側の主張に「理解」を取り付けた感もある。

こうした歴史的事実は、84年以降、当事者たったアレクシス・ジョンソン駐日米大使、密使を演じた若泉敬・京都市長、大蔵省大臣、橋田実・首相秘書官などが順次、著作で明らかにした。今回の文書公開はこうした事実を公式記録で確認する意味を持つはずだった。

ところが、公開された15万件以上の文書の中には、たなのは首脳会談等の「抜粋」で全

文書ばかりか、マクナマラ国防長官との会談記録は完全に欠落していた。

若泉・橋田氏の著書によれば、佐藤・マクナマラ会談で、長官は「(琉球)諸島はいずれ返還される」といつていてる」と明言。一方で、「米の日本への終持込み作戦の安全保障のためであつて納得すれば、合意する」としてしまうこと、格闘場の日本との理解に期待を示している。

だが、これらのくだりは公開文書にはなかった。それに気が付いたメディア側から指摘され、外務省は「近々」、追加公開する決心を決めた。

情報公開の迅速化・行政の透明性が重視されて中、外務省の情報開示への取り組み姿勢の緩慢を多くの専門家から批判されてきたが、変化の動きは不十分だ。

外務省内には「情報公開法に基づく国民からの開示請求の道筋は別」と、外務省が自発的に公開していく制度に意味がある」との意見が根強い。

しかし、現実に研究者や学生が利用するのは、外交文書

公開制度ではなく、情報公開法に基づく個別の開示請求がほとんどだ。

不効率行政を地でいくように外交文書公開を担当るのは、外交記録審査室、情報公開法に基づく開示請求を担当するのは情報公開室で、別々に併存する。両方から連携なくバラバラに持ち込まれる文書審査の要請に政策担当局も難渋するらしい。

外務省は2002年、川口外相時代に行動計画の中で、①外部有識者による外交記録公開諮問委員会を設置、30年超の文書に歴史的価値の面からの優先判断、迅速審査を委嘱する②30年未満の史料は情報公開法に基づき審査する③30年原則を短縮するなどを改善策を打ち出した。

実際にこの計画に従い、諮問委員会が2度開かれたが、現在は休眠状態という。委員の一員、波多野達雄・筑波大学副学長は「日韓・日中など国際的な公開状況も官僚より無知する専門の学者が主導し、公開の適否を判断すべきだと自信を示す。外交秘書への民間開与に

全文は、ジョンソン日米首脳会談記録の全文は、不可欠。その上で、外交文書公開の性向の強いものも民間人開与により、外交官僚官僚より情報を漏洩する行為を防ぐことを目的とする。そのため、外交文書の権威性を保つことには、守秘義務が不可欠だ。

佐藤(左)・ジョンソン日米首脳会談記録の全文は、不可欠。その上で、外交文書公開の性向の強いものも民間人開与により、外交官僚官僚より情報を漏洩する行為を防ぐことを目的とする。そのため、外交文書の権威性を保つことには、守秘義務が不可欠だ。

